

船舶事故調査報告書

令和3年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和2年8月18日 07時44分ごろ
発生場所	山口県阿武町土埼北北西方沖 大平瀬灯台から真方位226° 1,320m付近 （概位 北緯34°31.0′ 東経131°26.8′）
事故の概要	漁船優正丸は、北北東進中、また、シーカヤック（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 シーカヤック（船名なし）は、漕手が負傷し、右舷船首部の凹損等を生じ、また、優正丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年12月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 優正丸、4.8トン YG3-52744（漁船登録番号）、個人所有 11.74m(Lr)×2.72m×0.87m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数90、昭和63年7月28日 B シーカヤック（船名なし）、重量約20kg なし、個人所有 約3.00m×約0.80m×約0.40m、ポリエチレン 機関なし
乗組員等に関する情報	A 船長A 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（失効中） 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成16年5月20日 （平成21年10月30日まで有効） B 漕手B 48歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（漕手B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部及び船体中央部に凹損、アウトリガーの破損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好

	<p>海象：海上 平穩、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、潜水漁の目的で、令和2年8月18日07時20分ごろ、阿武町モドロ岬南東方の漁場へ向けて僚船と共に同町奈古漁港を出港した。</p> <p>船長Aは、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵に当たり、約12ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)とし、船首が浮上して船首方に死角ができる状態で、先行する僚船3隻のうちで最も近い右舷船首方の僚船の動きを気に掛けながら土埼北北西方沖を北北東進した。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことに気付かずにA船の船首部にB船を引っ掛けた状態で続航中、07時44分ごろ右舷船首方に見ていた僚船が回頭し、同船の船長が手でUターンするように合図をするので従ったところ、海面上に漕手Bを認め、その後、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>A船と共に引き返した僚船の船長は、漕手Bに接近して僚船の船上に漕手Bを引き上げ、所属する漁業協同組合に本事故の発生を連絡するとともに救急車の手配を依頼して奈古漁港へ向かった。</p> <p>連絡を受けた漁業協同組合は、救急車を要請し、市の消防本部から海上保安署へ本事故の発生が通報された。</p> <p>船長Aは、他の僚船と共にB船及び付近海上に浮いていたB船の積載物等を回収後、奈古漁港へ引き返した。</p> <p>B船は、左右にアウトリガーを取り付けた1人乗りのシーカヤックで、漕手Bが乗り、阿武町筒尾沖で釣りをする目的で、底辺が約50cmの三角形の赤い旗を先端に取り付けた約2mの竹竿を船内に置いたクーラーの竿立てに挿して立て、06時30分ごろ同町の筒尾海水浴場を出発した。</p> <p>漕手Bは、筒尾海水浴場沖から北上しながら釣り場を変え、07時30分ごろ土埼北北西方沖で漂泊して釣りを始めたが、07時40分ごろ4隻の漁船が北上して来るのを認め、それらの航走波に対応するため、釣竿をB船内に収納し、B船の船首を陸岸方向へ向けて両手でパドルを握り、右舷方から接近する漁船群の動きを注視した。</p> <p>漕手Bは、先行する漁船の1隻の船長がB船に視線を向けながらB船の船首方約50mを北上したのを認めた後、A船を見ていたところ、B船を避航する様子がなく接近するので衝突の危険を感じ、A船が至近に迫ったがどうすることもできず、B船の右舷船首部にA船の船首部が衝突してパドルを握ったまま海中に投げ出された。</p> <p>漕手Bは、海上に浮いていたところ、A船の僚船に救助され、奈古漁港に運ばれたのち、救急車で病院へ搬送され、右立方骨剥離骨折、右足圧挫創、右第三楔状骨剥離骨折、右足関節内果圧挫創と診断された。</p>

	<p>B船は、奈古漁港に運ばれて陸揚げされたが廃船処理された。 (付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、GPSプロッターがなく、レーダーが故障していた。 船長Aは、A船が約12knの速力で航行中、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた姿勢で船首方を見たとき、船首が浮上して正船首右舷約6°から左舷約12°までの範囲で水平線付近が見えない状況であり、ふだん、船首を振ったり、操舵室前で遠隔操縦リモコンによって操船したりしていた。</p> <p>船長Aは、土埼沖付近で転針する際に船首を振って前路を確認し、先行する僚船以外に他船を認めなかったため、前路には僚船以外に航行の支障となる他船はいないと思い、その後、船首方の死角を補わないまま、漁場を決めて止まる可能性がある右舷船首方の僚船の動きを気に掛けながら航行していた。</p> <p>漕手Bは、固型式救命胴衣を着用していたが、笛などの注意を喚起できる有効な音響信号器具や発煙筒を持っていなかった。</p> <p>漕手Bは、性能の確認も含めて初めてB船を使って釣りをすることを計画し、本事故当日、入手した気象、海象情報から釣りができると判断して筒尾海水浴場を発進したが、筒尾沖でシーカヤックに乗ることは初めてであった。</p> <p>漕手Bは、北上する4隻の漁船を認めた際、漁船がB船に気付いて避けて行くものと思っていたところ、A船に先行していた漁船の船長がB船を見ながら避けて行ったので、A船もB船を避けてくれると思っていたが、危険と思った時は、漕いだ方へA船が来る可能性を考え、回避動作を取ることができなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、船首方に死角がある状態で土埼北北西方沖を北北東進中、船長Aが、前路には僚船以外に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方の僚船の動きを気に掛けながら航行したことから、漂泊中のB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、土埼北北西方沖において、釣りをしながら漂泊中、漕手Bが、北上する漁船群に気付いた際、漁船がB船を避けてくれるものと思い、漂泊を続けたことから、衝突を回避するための措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、土埼北北西方沖において、A船が船首方に死角がある状態で北北東進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路には僚船以外に航行</p>

	<p>の支障となる他船はいないと思い、右舷船首方の僚船の動きを気に掛けながら航行し、また、漕手Bが、漁船がB船を避けてくれるものと思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首方に死角がある場合、先行する僚船の動きなど、特定のことに意識を向けることなく、また、前路には僚船以外に航行の支障となる他船はいないと思わず、船首を左右に振ったりして死角を補い、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。 ・ パドル操作で移動するシーカヤックは、機走する船舶とは大きな速力差があるので、漂泊中に接近する他船を認めた場合、自船を避けてくれるものと思わず、速力差を考慮して早期に接近する他船の船首方向から移動して衝突を回避する措置を採ること。 ・ シーカヤックで釣りに出る場合は、船舶の往来が多い海域を避けることが望ましい。 ・ シーカヤックも、注意を喚起できる有効な音響信号器具等を備えておくことが望ましい。

付図1 事故発生経過概略図

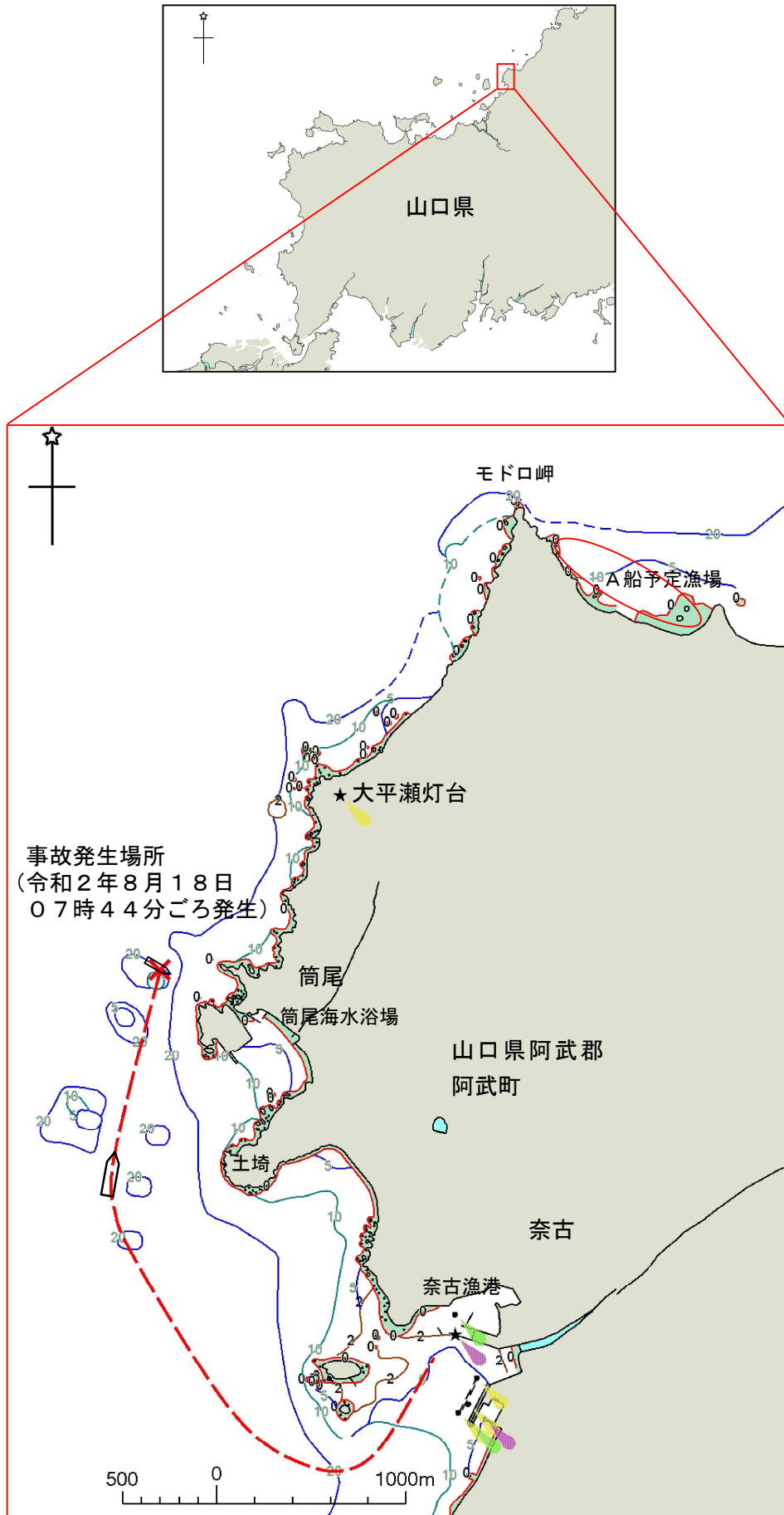


写真1 A船



写真2 B船

